

証券コード 9301
平成 29 年 6 月 7 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
三 菱 倉 庫 株 式 会 社
取締役社長 松 井 明 生

第214回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 214 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類(48 頁から 55 頁)をご検討下さいまして、平成 29 年 6 月 28 日(水曜日)午後 5 時までに到着するよう議決権行使書をご返送下さるか、平成 29 年 6 月 28 日(水曜日)午後 5 時までにインターネット等によって議決権行使して下さいますようお願い申し上げます。

(インターネット等による議決権行使の方法等につきましては、56 頁をご参照下さい。)

敬 具

記

1 日 時 平成 29 年 6 月 29 日(木曜日)午前 10 時

2 場 所 東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 当社本店

3 目的 事項

- 報告事項 1. 第 214 期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 214 期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 株式併合の件
- 第 3 号議案 取締役 14 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役賞与支給の件

4 議決権の行使について

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

以上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページの「IR情報」(<http://www.mitsubishi-logistics.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成 28 年 4 月 1 日 から)
(平成 29 年 3 月 31 日 まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、米国で着実に景気回復が続いたほか、欧州では景気が緩やかに回復し、中国でも持ち直しの動きがみられました。またわが国経済は、雇用情勢が改善し、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、荷動きが回復傾向にあるものの競争の激化等により、また不動産業界においては、賃貸オフィスビルの需給改善の兆しがあるものの賃料水準の回復には至らず、引き続き厳しい状況のうちに推移しました。

このような状況の下、当社グループは、積極的な営業活動を推進し、物流部門では、医薬品等の配送センター業務の拡大、海外拠点の拡充等に努め、不動産部門では、テナントの確保及び賃料水準の維持・向上に努めました。他方、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、業績の確保に努めました。

この結果、営業収益は、物流部門で、倉庫、陸上運送及び港湾運送の各事業において貨物取扱量が増加した一方、国際運送取扱事業において海上運賃下落や為替円高の影響等により収入が減少したものの、不動産部門で、マンション販売物件の増加により収入が増加したため、全体として前期比 18 億 8 千 6 百万円(0.9%) 増の 2,087 億 1 千 8 百万円となりました。また営業原価は、物流部門で国際運送取扱事業の収入減少に伴い作業運送委託費が減少したほか、物流及び不動産の両部門で減価償却費が減少したため、不動産部門でマンション販売物件の増加に伴い不動産販売原価等が増加したものの、全体として前期比 2 億 6 千 4 百万円(0.1%) 減の 1,855 億 7 千 3 百万円となり、他方販売費及び一般管理費は、事業税外形標準課税部分の増加等により、同 7 億 1 千 2 百万円(7.4%) 増の 103 億 9 千 6 百万円となりました。

このため、営業利益は、物流及び不動産の両部門で増益となったので、全体として前期比 14 億 3 千 9 百万円(12.7%)増の 127 億 4 千 8 百万円となり、経常利益は、海外連結子会社における為替差益の発生もあり、同 20 億 3 千 1 百万円(14.5%)増の 160 億 5 千 6 百万円となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益で投資有価証券売却益が減少したものの、特別損失で減損損失が減少したほか、法定実効税率引下げの影響もあり、前期比 13 億 1 千 4 百万円(14.1%)増の 106 億 6 千 5 百万円となりました。

当社グループの部門別の概況は、次のとおりであります。

① 物流部門

倉庫・陸上運送の両事業は、医薬品、飲料等の取扱が堅調に推移したため、営業収益は倉庫事業で前期比 0.8%増の 495 億 4 千 1 百万円、陸上運送事業で同 4.0%増の 457 億 3 千 2 百万円となりました。また港湾運送事業は、コンテナ貨物の取扱増加等により、営業収益は前期比 8.8%増の 229 億 9 千 4 百万円となりましたが、国際運送取扱事業は、海上運賃下落や為替円高の影響等により、営業収益は同 10.1%減の 441 億 4 千 6 百万円となりました。

この結果、物流部門全体の営業収益は、前期比 10 億 9 千 9 百万円(0.7%)減の 1,679 億 7 百万円となりました。また営業費用は、国際運送取扱事業の収入減少に伴い作業運送委託費が減少したほか、減価償却費の減少もあり、前期比 21 億 8 千万円(1.3%)減の 1,612 億 4 千 5 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 10 億 8 千 1 百万円(19.4%)増の 66 億 6 千 1 百万円となりました。

② 不動産部門

主力の不動産賃貸事業は、電力料等の付帯収入の減少等により、営業収益は前期比 1.8%減の 303 億 5 千 5 百万円となりました。その他の営業収益は、マンション販売事業における販売物件の増加により、前期比 39.9%増の 125 億 3 千 9 百万円となりました。

この結果、不動産部門全体の営業収益は、前期比 30 億 1 千 7 百万円(7.6%)増の 428 億 9 千 4 百万円となりました。また営業費用は、マンション販売物件の増加に伴い不動産販売原価等が増加したほか、賃貸施設の保全に伴い修繕費が増加したため、減価償却費等が減少したものの、前期比 19 億 1 千 2 百万円(6.5%)増の 311 億 7 千 4 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 11 億 4 百万円(10.4%)増の 117 億 1 千 9 百万円となりました。

部 門 別 営 業 収 益

| 区 分 | 当 期 | 前 期 | 前期比増減 (△印減) | |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| | | | 金 額 | 率 |
| 物 流 部 門 | 百万円 167,907 | 百万円 169,006 | 百万円 △ 1,099 | % △ 0.7 |
| (倉 庫 事 業) | (49,541) | (49,127) | (414) | (0.8) |
| (陸 上 運 送 事 業) | (45,732) | (43,969) | (1,762) | (4.0) |
| (港 湾 運 送 事 業) | (22,994) | (21,127) | (1,867) | (8.8) |
| (国 際 運 送 取 扱 事 業) | (44,146) | (49,124) | (△ 4,978) | (△10.1) |
| (そ の 他) | (5,493) | (5,658) | (△ 164) | (△ 2.9) |
| 不 動 産 部 門 | 42,894 | 39,876 | 3,017 | 7.6 |
| (不 動 産 賃 貸 事 業) | (30,355) | (30,914) | (△ 559) | (△ 1.8) |
| (そ の 他) | (12,539) | (8,961) | (3,577) | (39.9) |
| 部 門 間 取 引 消 去 | △ 2,083 | △ 2,051 | △ 31 | — |
| 合 計 | 208,718 | 206,831 | 1,886 | 0.9 |

(注) 1 部門間取引消去は、物流部門と不動産部門の営業収益に含まれる部門間取引分の消去である。

2 物流部門における業務の多様化に伴い、従来の物流部門の「その他」の営業収益が増加したため、当期から、物流部門の「その他」に含まれていた各事業関連収入を各事業の営業収益に加えており、比較のため、前期についても同様としている。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、倉庫用地の造成及び購入並びに倉庫及び賃貸用施設の建設等総額 273 億 3 千 6 百万円の設備投資を行いました。

当期中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。

① 造成を完了した土地

神 戸 西神配送センター用地(神戸流通センター内) [平成 28 年 12 月完了]

(計画面積約 55,900 平方米。うち約 16,500 平方米を前期までに取得済、約 15,200 平方米を当期に購入(下記②参照))

② 購入した土地

　　インドネシア インドネシア三菱倉庫会社MM2100 [平成 28 年 6 月購入]
　　ディストリビューションセンター用地
　　(約 169,800 平方米)

　　神 戸 西神配送センター用地(神戸流通センター内) [平成 29 年 1 月購入]
　　(約 15,200 平方米)

　　東 京 中央区日本橋本町一丁目賃貸オフィスビル用地 [平成 29 年 3 月購入]
　　(約 950 平方米。うち当社共有持分 49%)

③ 竣工した賃貸用施設

　　京 都 京都大学 熊野職員宿舎 [平成 29 年 2 月竣工]
　　賃貸用住宅(5 階建、延床面積約 7,200 平方米)

　　東 京 電気通信大学 学生・職員宿舎及び共同研究施設 [平成 29 年 3 月竣工]
　　賃貸用住宅・施設(5 階建及び平屋建、延床面積約 16,700 平方米)

④ 建設中の倉庫

　　インドネシア インドネシア三菱倉庫会社MM2100 [平成 29 年 7 月竣工予定]
　　ディストリビューションセンター
　　倉 庫(平屋建、延床面積約 18,000 平方米)

　　神 戸 西神配送センター [平成 30 年 3 月竣工予定]
　　倉 庫(4 階建、延床面積約 60,500 平方米)

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金及び運転資金は、主として自己資金により賄いました。

(4) 今後の見通しと課題

今後の世界経済は、米国で着実に景気回復が続くと見込まれるほか、欧州で緩やかな回復が続くことが期待され、中国でも当面は持ち直しの動きが続くものと見込まれます。またわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されます。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、貨物量の緩やかな増加が見込まれるものとの競争の激化等により厳しい状況が続き、また不動産業界においては、賃貸オフィスビルの需給改善が見込まれるものとの賃料水準の回復による業況の改善には至らないものと思われます。

このような事業環境の下、当社グループは、平成28年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画[2016-2018]に沿い、お客様のグローバルサプライチェーンの変化に適応する国内外一体のロジスティクス事業の一層の拡充及び賃貸を中心とする不動産事業の拡充等により、持続的な成長を図ります。

具体的には、

- ① 物流部門においては、お客様起点を徹底し、国内外一体のロジスティクス事業の領域拡大を図ります。また、同事業の基盤強化のため組織再編等による体制整備を進め、サービス品質の向上とコスト競争力の強化を図ります。
- ② 不動産部門においては、長期安定した収益性を確保するため、既存賃貸施設の機能の維持・向上及びビル賃貸事業以外のビジネスの拡大を図ります。
- ③ グループ経営強化と経営資源の選択と集中を進め、グループ全体の生産性向上を図ります。また自然災害対策をはじめとするリスク管理、地球環境対応、コンプライアンス、CSRを徹底し、あわせて適正な資本政策の実施と財務健全性の確保により企業価値の向上を図ります。

2 財産及び損益の状況の推移

当社グループ及び当社の当期及び過去3期の損益及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

| 区分 | | 第211期 (25/4~26/3) | 第212期 (26/4~27/3) | 第213期 (27/4~28/3) | 当期 (28/4~29/3) |
|--------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 当社グループ | 営業収益 | 百万円 198,161 | 百万円 204,362 | 百万円 206,831 | 百万円 208,718 |
| | 営業利益 | 12,148 | 11,449 | 11,309 | 12,748 |
| | 経常利益 | 14,113 | 14,456 | 14,025 | 16,056 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 8,520 | 9,133 | 9,350 | 10,665 |
| | 1株当たり当期純利益 | 円 錢 48 62 | 円 錢 52 12 | 円 錢 53 37 | 円 錢 60 88 |
| | 総資産 | 百万円 396,238 | 百万円 433,041 | 百万円 413,264 | 百万円 435,354 |
| | 純資産 | 236,641 | 263,089 | 257,524 | 276,870 |
| 当社 | 営業収益 | 百万円 139,075 | 百万円 141,638 | 百万円 144,391 | 百万円 146,896 |
| | 営業利益 | 8,861 | 8,025 | 8,783 | 10,284 |
| | 経常利益 | 10,985 | 10,880 | 11,492 | 13,073 |
| | 当期純利益 | 7,789 | 7,369 | 8,149 | 9,074 |
| | 1株当たり当期純利益 | 円 錢 44 43 | 円 錢 42 04 | 円 錢 46 49 | 円 錢 51 77 |
| | 総資産 | 百万円 350,321 | 百万円 381,937 | 百万円 363,588 | 百万円 383,730 |
| | 純資産 | 218,859 | 240,665 | 234,989 | 252,899 |

- (注) 1 第212期において、当社グループ及び当社の営業利益が減少したのは、倉庫、賃貸用施設及びオフィスビルの新規稼働や大規模改修に伴う一時費用の計上及び減価償却費の増加等によるものである。
 2 第213期において、当社グループ及び当社の総資産及び純資産が減少したのは、主に株式評価額の減少によるものである。
 3 当社グループ及び当社の1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出し、単位未満を四捨五入。

3 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|
| 富士物流株式会社 | 百万円 2,979 | % 95.0 | 倉 庫 業 陸 上 運 送 業 |
| 菱倉運輸株式会社 | 360 | 100 | 不 動 産 管 理 業 |
| ダイヤビルテック株式会社 | 100 | 100 | 港 湾 運 送 業 |
| 神菱港運株式会社 | 36 | 86.0 | 中国における物流事業への投資 及び傘下物流事業会社の管理 |
| 三菱倉庫(中国)投資有限公司 | 250百万元 | 100 | 倉 庫 業 |
| インドネシア三菱倉庫会社 | 211,665百万ルピア | 99.9 | 国際運送取扱業 |
| 米国三菱倉庫会社 | 10,000千米ドル | 100 | 国際運送取扱業 |
| 欧州三菱倉庫会社 | 2,500千ユーロ | 100 | 国際運送取扱業 |

連結決算の対象となる連結子会社は、上記の重要な子会社 8 社を含む 52 社、持分法適用会社は、3 社であります。その多くは、物流事業に関連する作業・運送や不動産事業に関連するビル管理業務等を担当しております。

4 主要な事業内容

(1) 物流部門

- ① 倉庫事業
寄託を受けた物品の倉庫における保管及び入出庫荷役等を行う事業
- ② 陸上運送事業
貨物自動車による運送、利用運送等を行う事業
- ③ 港湾運送事業
港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行う事業
- ④ 国際運送取扱事業
国際間の物品運送の取扱(国内における海運貨物取扱を含む。)を行う事業

(2) 不動産部門

- 不動産の売買・賃貸借・管理及び建設工事の請負・設計・監理等を行う事業

5 主要な事業所

(1) 当社

- 本店 東京都中央区
- 支店 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡

(2) 子会社

① 物流部門

富士物流株式会社(東京都港区)
 菱倉運輸株式会社(東京都江東区)
 神菱港運株式会社(神戸市中央区)
 三菱倉庫(中国)投資有限公司(中国 上海市)
 インドネシア三菱倉庫会社(インドネシア ジャカルタ特別州)
 米国三菱倉庫会社(米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市)
 欧州三菱倉庫会社(オランダ 南ホラント州 ロッテルダム市)

② 不動産部門

ダイヤビルテック株式会社(東京都中央区)

6 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

| 区分 | 従業員数(前期末比) |
|-----------------|-------------------|
| 物 流 部 門 | 名 4,048 (72名減) |
| 不 動 産 部 門 | 298 (10名減) |
| 当 社 本 店 管 理 部 門 | 73 (2名増) |
| 合 計 | 4,419 (80名減) |

(注) 1 当社グループ外への休職出向者 53 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 1,324 名及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 1,152 名がいる。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数(前期末比) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------------|--------------|-------------|
| 名 863 (18名増) | 歳 月 39 10 | 年 月 16 8 |

(注) 1 他社への休職出向者 148 名は含まれていない。

2 ほかに臨時従業員 116 名並びに当社グループ内及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 563 名がいる。

3 平均年齢及び平均勤続年数は、単位未満を切捨。

7 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|----------------|------------|
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 19,193 百万円 |
| 農林中央金庫 | 4,720 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 3,575 |

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 440,000,000株

(2) 発行済株式総数、資本金及び株主数

| 区分 | 当期末 | 前期末 | 前期末比 |
|---------|---------------------|---------------------|-------|
| 発行済株式総数 | 株 175,921,478 | 株 175,921,478 | 0株 |
| 資本金 | 円 22,393,986,570 | 円 22,393,986,570 | 0円 |
| 株主数 | 名 6,430 | 名 6,767 | 337名減 |

(注) 発行済株式総数には、自己株式 659,143 株を含む。

(3) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|--------------|-----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 千株 18,016 | % 10.3 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 13,349 | 7.6 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 9,707 | 5.5 |
| 三菱地所株式会社 | 7,331 | 4.2 |
| キリンホールディングス株式会社 | 5,932 | 3.4 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 5,831 | 3.3 |
| 株式会社三三菱東京UFJ銀行 | 3,728 | 2.1 |
| 旭硝子株式会社 | 3,315 | 1.9 |
| 三菱商事株式会社 | 3,205 | 1.8 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 3,134 | 1.8 |

(注) 1 株式会社三三菱東京UFJ銀行は、上表のほかに当社株式 1,500 千株を議決権を留保した退職給付信託として信託設定している。

2 持株比率は、自己株式(659,143 株)を除いて算出している。

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

| 役名 | 氏名 | 担当又は重要な兼職の状況 |
|-----------|-------|----------------------|
| 取締役会長 | 岡本哲郎 | |
| ※取締役社長 | 松井明生 | |
| 常務取締役 | 高山和彦 | 倉庫事業担当 |
| 常務取締役 | 宮崎敬典 | 経理・情報システム・工務・不動産事業担当 |
| 常務取締役 | 小原祥司 | 港運事業担当 |
| 常務取締役 | 平岡昇 | 国際輸送事業担当 |
| ※常務取締役 | 篠原文博 | 総務・広報・人事・企画・内部監査担当 |
| 取締役 | 槙原稔 | 三菱商事株式会社特別顧問 |
| 取締役 | 三木繁光 | 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 |
| 取締役 | 宮原耕治 | 日本郵船株式会社相談役 |
| 取締役 | 齊藤康 | 経理部長 |
| 取締役 | 若林仁 | 倉庫事業部長 |
| 取締役 | 高味知彦 | 国際輸送事業部長 |
| 取締役 | 藤倉正夫 | 大阪支店長 |
| 常任監査役(常勤) | 渡辺徹 | |
| 常任監査役(常勤) | 吉沢義仁 | |
| 監査役 | 山田洋之助 | 弁護士 |
| 監査役 | 桜井憲二 | 公認会計士 |
| 監査役 | 今井洋 | 富士物流株式会社常勤監査役 |

- (注) 1 ※印は、代表取締役を示す。
- 2 取締役のうち槙原 稔、三木繁光、宮原耕治の 3 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 3 監査役のうち吉沢義仁、山田洋之助、桜井憲二の 3 氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
- 4 監査役桜井憲二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有している。
- 5 上記のほか社外役員の重要な兼職の状況は、後記の「(3) 社外取締役に関する事項」及び「(4) 社外監査役に関する事項」に記載している。

6 当期中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりである。(平成 28 年 6 月 29 日退任)

| | |
|---------------|---------------|
| 取 締 役 橋 本 有 一 | 取 締 役 渡 部 能 徳 |
| 取 締 役 法 貴 正 人 | 取 締 役 原 洋一郎 |
| 監 査 役 原 田 俊 教 | |

7 平成 29 年 4 月 1 日付をもって、上記のうち次に掲げる取締役の役名及び担当に変更があった。

| | |
|---------------|---------------|
| (旧役名) | (新役名及び担当) |
| 常務取締役 高 山 和 彦 | 取 締 役(—) |
| 取 締 役 若 林 仁 | 常務取締役(倉庫事業担当) |
| 取 締 役 藤 倉 正 夫 | 常務取締役(大阪支店長) |

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人数 | 支 給 額 |
|--------------------|----------------|----------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 18 名 (3 名) | 440 百万円 (28 百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 6 名 (3 名) | 61 百万円 (35 百万円) |

- (注) 1 上記支給額には、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 214 回定時株主総会第 4 号議案「取締役賞与支給の件」の承認可決を条件として支給予定の取締役賞与総額 50 百万円(うち社外取締役分 4 百万円)が含まれている。
2 上記支給額のほか、使用人兼務取締役(当期 5 名)の使用人分給与相当額 61 百万円を支給した。
3 取締役の報酬限度額は月額 38 百万円(うち社外取締役に対して月額 3 百万円。平成 24 年 6 月 28 日開催の第 209 回定時株主総会決議。使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬限度額は月額 7 百万円(平成 18 年 6 月 29 日開催の第 203 回定時株主総会決議)である。

(3) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

| 氏 名 | 会 社 名 | 役 職 |
|---------|-----------------------|-------|
| 槇 原 稔 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 社外取締役 |
| 三 木 繁 光 | 三 菱 電 機 株 式 会 社 | 社外取締役 |
| 宮 原 耕 治 | 東 邦 瓦 斯 株 式 会 社 | 社外取締役 |

- (注) 1 三木繁光氏は、平成 28 年 6 月 29 日付をもって、三菱電機株式会社取締役を退任した。
2 当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
3 当社は、三菱電機株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に取締役会を 12 回開催し、槙原 稔氏は 11 回、三木繁光氏は 10 回、宮原耕治氏は 10 回出席しております。各社外取締役は、高い識見と幅広い見地から有益な意見を述べました。

(4) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

| 氏名 | 会社名 | 役職 |
|--------|---------------------------|----------------|
| 山田 洋之助 | 三洋貿易株式会社 兼 松株式会社 | 社外取締役 社外監査役 |
| 桜井 憲二 | リズム時計工業株式会社 日本海洋掘削株式会社 | 社外監査役 社外監査役 |

- (注) 1 桜井憲二氏は、平成 28 年 6 月 22 日付をもって、リズム時計工業株式会社監査役を退任した。
2 当社は、三洋貿易株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
3 当社は、兼松株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
4 当社は、日本海洋掘削株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に監査役会を 16 回開催し、吉沢義仁氏は 16 回、山田洋之助氏は 14 回、桜井憲二氏は 16 回出席しております。また、当期に取締役会を 12 回開催し、吉沢義仁氏は 12 回、山田洋之助氏は 10 回、桜井憲二氏は 12 回出席しております。各社外監査役は、商社勤務、弁護士、公認会計士のそれぞれの経験等に基づく客観的、専門的見地から有益な意見を述べました。

3 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

64百万円

(注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認のうえ、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っている。

2 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、報酬額にはこれらの合計額を記載している。

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

77百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社及び欧洲三菱倉庫会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けている。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

III 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、役職員が職務執行に当たって遵守すべき準則、憲章として「行動基準」を次のとおり制定し、関係法規の遵守を徹底、加えて環境保全、社会貢献等にも積極的に取り組む姿勢を明確にしております。

- ① わが社は、法令及びルールを遵守し、社会規範にもとることのないよう誠実かつ公正に企業活動を遂行する。
- ② わが社は、適時適切に企業情報を開示し、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ③ わが社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力とは、引き続き一切の関係を持たない。
- ④ わが社は、環境問題の重要性を認識し、環境保全の活動に協力する。
- ⑤ わが社は、安全、良質で社会的に有用なサービスを提供するとともに、地域社会、国際社会との調和を念頭に「良き企業市民」として社会貢献活動に努める。

当社は、この行動基準の下、役職員の適正な職務執行と会社業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な意思決定は、付議基準を明確化した取締役会規則に則って原則月1回開催される取締役会において審議し決議する。職務執行については、取締役の担当を定め、各取締役が法令・定款に従って責任を持って担当に係る職務を執行する。

監査役は、重要な稟議書を閲覧するとともに、取締役会及び支店長会議に出席して重要な意思決定及び職務執行の状況を把握し、意見を述べる。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するとともに、内部監査部門が年間監査計画に基づき法令遵守や職務執行状況の監査に当たり、その結果を担当の役付取締役に報告し、コンプライアンス担当部門が監査結果の改善状況を検証する。

また、法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止するため内部通報窓口(ヘルプライン)を設置する。

更に、内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会を設置して、内部統制機能の整備状況、コンプライアンス態勢を検証し充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に則って適切に保存、管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアル等の徹底を図るとともに危機管理委員会を設置して、事業リスク、財務・法務に係るリスク等の未然防止並びに自然災害の予防強化に努める。また、リスクが発生した場合には「対策本部」を設置して全社をあげた支援と対策を集中的に実施することにより、損失の極小化と平常業務への早期復帰に努める。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、経営の効率性と健全性を堅持しつつ、経営計画に則して各担当に係る職務を執行する。

また、重要な職務執行については、全役付取締役で構成し毎週1回程度開催する常務会において十分な資料に基づき協議するとともに、取締役会において決議又は執行状況の報告を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社から子会社に役員を派遣し、子会社の業態に応じた行動基準を整備するとともに、子会社の取締役の職務の執行が経営計画に則して効率的に行われるよう管理する。
- ・関係会社管掌規則に則って、子会社の重要な職務執行については事前に当社と協議するほか、子会社の業務執行状況、財務状況等について、担当の役付取締役が子会社から定期的に、または必要に応じて報告を受ける。
- ・当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を年2回程度開催し、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
- ・内部監査部門が子会社の法令遵守や業務執行状況を監査し、その結果を担当の役付取締役に報告するとともに、監査役、内部監査部門と子会社の監査役が連携して、必要に応じて当社グループ全体の業務の適正化につき意見を述べる。
- ・子会社における法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止するため、当社と共に内部通報窓口(ヘルpline)を設置する。
- ・子会社の損失の危険に対しては、危機管理基本マニュアル等により管理するとともに、子会社はその業態に応じた危機管理体制を整備する。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、適切に体制を整備し、運用する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任者を配置する。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室の専任者は職制上監査役直属とし、その人事に係る事項等については、監査役会と事前協議する。
- (9) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)はその職務執行状況及び財務状況等について定期的に監査役に報告するとともに、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告する。
また、取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は経営に重要な影響を及ぼす事項について、都度監査役に報告する。
- (10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を含め監査役へ報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に則って適正に処理する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人から定期的に監査の状況の報告を受けるとともに、内部監査部門による内部監査を活用して実効的な監査を行う。
取締役及び使用人は、監査に際し、監査役に協力して必要な情報を適時に提供する。

2 上記1の体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを構築し運用しております。

当期の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に関する状況
- ・取締役会を 12 回開催し、重要な意思決定について審議し決議するとともに、重要な職務の執行状況について担当の取締役から報告を行っている。
 - ・役付取締役(取締役会長、取締役社長及び常務取締役)全員で構成し取締役社長が主宰する常務会を毎週 1 回程度開催し、経営に関する重要事項の協議を行っている。

- ・各役付取締役は、常務会の協議を踏まえ、業務分掌に沿い責任を持って中期経営計画[2016－2018]に基づく施策をはじめ担当業務の執行を行っている。
 - ・支店長のほか、取締役、監査役及び本店部室長で構成する支店長会議を毎月1回程度、計11回開催し、職務執行状況の報告・確認等を行っている。
 - ・内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会及び危機管理委員会を各1回開催し、各委員会独自の観点から全社業務の執行状況を検証している。
 - ・当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するため、社内研修を行うとともに、役職員に対するアンケート調査等により遵守状況を確認している。
 - ・作成した取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に定める保存年限に従って各担当部署が管理している。
- (2) 当社及び子会社から成る企業集団に関する状況
- ・当社グループに発生する損失の危険を管理するため、当社「危機管理基本マニュアル」を作成し、周知徹底している。
 - ・子会社に当社役職員を役員として派遣し、子会社の業務を執行し、又は監査・監督することにより子会社を管理している。
 - ・各子会社を管轄する部署を定め、当該部署は子会社の重要な職務執行について子会社と協議を行い、子会社から定期的に財務状況等について報告を受け、担当の役付取締役及び監査役に報告している。また、当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を2回開催し、中期経営計画[2016－2018]に基づく施策の進捗状況をはじめ業績、課題等について報告、確認を行っている。
 - ・財務報告に係る内部統制については、その運用及び評価に関する当社グループの体制、手順及び方法等の基本的な方針を定める「内部統制評価方針書」に基づき有効性の評価を行っている。
- (3) 監査役、内部監査及び内部通報に関する状況
- ・監査役は、代表取締役と定期的な会合等により情報交換したほか、取締役会、支店長会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要文書等を閲覧するとともに、年間監査計画に基づき当社の監査及び子会社等の調査を実施している。また、監査役会を16回開催し、会社の状況及び監査結果等の情報を共有している。
 - ・監査役、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役は、それぞれの年間監査計画の策定及び実施等において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、実効的かつ効率的に職務を遂行している。
 - ・監査役の職務遂行を補助するため、本店に監査役室(専任1名)を設置している。当該専任

者は監査役の指示に従い業務を遂行し、その人事に係る事項等については監査役会と事前協議している。

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に応じ法令に則って適正に処理している。
- ・内部監査部門として本店に監査部(専任 6 名)を設置するほか監査補助者(2 名)を配置、各支店に監査人(各 1 名)及び監査補助者(各 2 名)を配置し、年間監査計画に基づき当社及びグループ各社の監査を行っている。監査結果は担当の役付取締役及び監査役に報告し、コンプライアンス担当部門が四半期毎に改善状況を検証している。
- ・当社グループ共通の内部通報窓口を監査役室を含め複数設置し、通報者に不利益取扱いを行わないことを社内規則で定めている。

3 会社の支配に関する基本方針

当社グループの主たる事業は、倉庫事業を中心とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業であります。

物流事業については、倉庫事業を中心として陸上運送・国際運送取扱・港湾運送の各事業を情報通信技術の活用により有機的かつ総合的に運営することを目指し、不動産事業については、所有地の立地に適した活用により、主としてオフィスビル・商業施設の賃貸事業の展開を図っております、これら事業のフェアな遂行を通じて、適正な利潤の確保と安定した成長を図り、株主及び社員に報いるとともに、豊かな社会の実現に貢献していきたいと念願しております。

両事業とも、好立地の土地、建物、設備等を要する性格上、多額の投資を必要としますので、事業の拡大・発展を目指して、資金をはじめとする経営資源の投入は、長期的視野に立ち、継続的、計画的に展開しております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付けの意義を一概に否定するものではありませんが、上記に反するような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なう買付けは適切でないと考えております。

現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者の存在は認識しておりませんが、当社株式の異動状況を常に注視し、このような考え方に対する反対して当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、それが当社の企業価値、株主共同の利益向上に資するものでないときは、適切な対抗措置を検討し、速やかに実施する体制を整えることとしております。

以上のご報告は、特に注記のない限り、次により記載しております。

- 1 金額及び株数は、単位未満を切捨。
- 2 比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入。
- 3 株数又は比率が零であるときは、「-」として表示。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 產 | 百万円 | 流 動 負 債 | 百万円 |
| 現 金 及 び 預 金 | [89,167] | 支 払 手 形 及 び 営 業 未 払 金 | 21,750 |
| 受 取 手 形 及 び 営 業 未 収 金 | 37,841 | 短 期 借 入 金 | 20,546 |
| 販 売 用 不 動 产 | 33,588 | 未 払 法 人 稅 等 | 2,676 |
| 繰 延 税 金 資 產 | 9,846 | 取 締 役 賞 与 引 当 金 | 50 |
| そ の 他 | 1,638 | そ の 他 | 14,123 |
| 貸 倒 引 当 金 | 6,336 | 固 定 負 債 | [99,337] |
| | △ 83 | 社 債 | 27,000 |
| 固 定 資 產 | [346,187] | 長 期 借 入 金 | 18,053 |
| 有 形 固 定 資 產 | (207,327) | 長 期 預 り 金 | 21,142 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 108,550 | 繰 延 税 金 負 債 | 20,424 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 4,049 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 195 |
| 土 地 | 86,905 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 12,208 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1,534 | そ の 他 | 312 |
| そ の 他 | 6,287 | 負 債 合 計 | 158,484 |
| 無 形 固 定 資 產 | (15,882) | (純 資 產 の 部) | |
| 借 地 権 | 7,722 | 株 主 資 本 | [221,890] |
| の れ ん | 1,236 | 資 本 金 | 22,393 |
| そ の 他 | 6,923 | 資 本 剰 余 金 | 19,566 |
| 投 資 そ の 他 の 資 產 | (122,977) | 利 益 剰 余 金 | 180,762 |
| 投 資 有 価 証 券 | 114,545 | 自 己 株 式 | △ 832 |
| 長 期 貸 付 金 | 527 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | [52,332] |
| 繰 延 税 金 資 產 | 2,359 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 51,422 |
| そ の 他 | 5,708 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 975 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 22 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △ 64 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △ 140 | 非 支 配 株 主 持 分 | [2,646] |
| 資 產 合 計 | 435,354 | 純 資 產 合 計 | 276,870 |
| | | 負 債 純 資 產 合 計 | 435,354 |

(単位未満切捨)

連結損益計算書

(平成 28 年 4 月 1 日から)
(平成 29 年 3 月 31 日まで)

| 科 目 | | | | | | | 内 訳 | 金 額 |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|-----|--------|
| | | | | | | | | 百万円 |
| 営 業 収 益 | | | | | | | | |
| 倉 庫 保 荷 管 役 料 料 | | | | | | | 百万円 | |
| 倉 庫 運 荷 送 役 料 料 | | | | | | | | |
| 陸 上 運 送 取 扱 料 料 | | | | | | | | |
| 港 国 運 産 貨 貸 料 料 | | | | | | | | |
| 国 不 動 産 の 取 扱 料 料 | | | | | | | | |
| 不 そ の 貨 貸 料 料 | | | | | | | | |
| そ の 他 料 料 | | | | | | | | |
| 営 業 原 価 費 費 | | | | | | | | |
| 作 人 運 送 委 託 費 費 | | | | | | | | |
| 施 設 件 貨 價 借 却 費 費 | | | | | | | | |
| 減 価 償 の 借 却 費 費 | | | | | | | | |
| そ の 他 費 費 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 営 業 総 利 益 | | | | | | | | 23,144 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | | | | | | 10,396 |
| 営 業 利 益 | | | | | | | | 12,748 |
| 営 業 外 収 益 | | | | | | | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 益 | | | | | | | | |
| 持 分 法 に よ る 投 差 益 | | | | | | | | |
| 為 替 の 費 用 利 息 | | | | | | | | |
| そ の 他 | | | | | | | | |
| 営 業 外 払 の 利 息 | | | | | | | | |
| 支 そ の 他 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 経 常 利 益 | | | | | | | | 16,056 |
| 特 别 利 益 | | | | | | | | |
| 固 定 資 産 処 分 益 | | | | | | | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | | | | | | | | |
| 施 設 解 約 补 償 債 金 | | | | | | | | |
| 受 取 損 失 引 当 金 | | | | | | | | |
| 特 别 損 失 繰 入 額 | | | | | | | | |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 | | | | | | | | |
| 減 投 資 損 失 | | | | | | | | |
| 投 資 損 失 | | | | | | | | |
| 投 資 損 失 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 15,796 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | | | | | | | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | | | | | | | 5,032 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 10,763 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 97 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 10,665 |

(単位未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(平成 28 年 4 月 1 日から)
(平成 29 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 22,393 | 19,618 | 172,200 | △ 807 | 213,405 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | △ 2,103 | | △ 2,103 |
| 親会社株主に帰属する当 期 純 利 益 | | | 10,665 | | 10,665 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 25 | △ 25 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 0 | | 0 | 1 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | △ 51 | | | △ 51 |
| 株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | △ 51 | 8,562 | △ 24 | 8,485 |
| 当 期 末 残 高 | 22,393 | 19,566 | 180,762 | △ 832 | 221,890 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 40,282 | 1,703 | △ 449 | 41,535 | 2,583 | 257,524 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | | | | △ 2,103 |
| 親会社株主に帰属する当 期 純 利 益 | | | | | | 10,665 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △ 25 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 1 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | △ 51 |
| 株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額) | 11,140 | △ 727 | 385 | 10,797 | 62 | 10,860 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 11,140 | △ 727 | 385 | 10,797 | 62 | 19,346 |
| 当 期 末 残 高 | 51,422 | 975 | △ 64 | 52,332 | 2,646 | 276,870 |

(単位未満切捨)

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 52 社

主要な会社名

富士物流㈱、菱倉運輸㈱、ダイヤビルテック㈱、神菱港運㈱、三菱倉庫(中国)投資有限公司、
インドネシア三菱倉庫会社、米国三菱倉庫会社、欧州三菱倉庫会社

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

非連結子会社は、それぞれ小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な会社名

㈱草津倉庫

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名(非連結子会社)

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

主要な会社名(関連会社)

中谷運輸㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、米国三菱倉庫会社等の海外子会社 17 社を除き連結決算日と同じであります。

米国三菱倉庫会社等の海外子会社 17 社の決算日は 12 月 31 日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては 12 月 31 日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産(販売用不動産)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については 20 年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10 年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

③ 取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社所定の基準による当期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5~16年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から償却しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により償却しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5~10年間で均等償却しておりますが、金額が僅少の場合は発生年度に全額償却することしております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当期に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当期の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 70 百万円増加しております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当期から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記事項

| | |
|-----------------|-------------|
| 1 有形固定資産減価償却累計額 | 296,431 百万円 |
| 2 固定資産の圧縮記帳累計額 | 3,378 百万円 |
| 3 担保資産 | |
| 担保に供している資産 | |
| 建物及び構築物 | 108 百万円 |
| 土地 | 1,085 百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 300 百万円 |
| 流動負債「その他」 | 256 百万円 |
| 長期借入金 | 6,638 百万円 |
| 長期預り金 | 1,000 百万円 |
| 4 保証債務 | |
| 他社の借入金に対する債務保証 | 1,272 百万円 |

連結損益計算書に関する注記事項

減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | 金額(百万円) |
|--------|---------|-----|---------|
| 大阪府大阪市 | 不動産賃貸施設 | 建物 | 193 |

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 193 百万円(建物 193 百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

期末日における発行済株式の総数 普通株式 175,921,478 株

2 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成28年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,051百万円 | 6円 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |
| 平成28年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 1,051百万円 | 6円 | 平成28年9月30日 | 平成28年12月1日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末後となるもの

平成29年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株主の配当に関する事項

イ 配当金の総額 1,402百万円

ロ 配当の原資 利益剰余金

ハ 1株当たり配当額 8円

ニ 基準日 平成29年3月31日

ホ 効力発生日 平成29年6月30日

金融商品に関する注記事項

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い預金や公社債等により運用しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規定に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなど、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。借入金は、短期は主に運転資金、長期は主に設備投資資金であり、一部の変動金利の長期借入金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。なお、デリバティブは、実需に伴う取引に限定して実施することとしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注 2)をご参照下さい。)。

| | 連結貸借対照表 計 上 額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------------------|------------------------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 37,841 | 37,841 | - |
| (2) 受取手形及び営業未収金 | 33,588 | 33,588 | - |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 104,861 | 104,861 | - |
| 資産計 | 176,291 | 176,291 | - |
| (1) 支払手形及び営業未払金 | 21,750 | 21,750 | - |
| (2) 短期借入金 | 10,656 | 10,656 | - |
| (3) 社債 | 27,000 | 27,527 | 527 |
| (4) 長期借入金(※) | 27,944 | 28,082 | 137 |
| (5) 長期預り金 | 1,165 | 1,161 | △ 3 |
| (6) デリバティブ取引 | - | - | - |
| 負債計 | 88,516 | 89,177 | 661 |

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び営業未払金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

- (4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (5) 長期預り金

長期預り金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注 2) 非上場株式・その他(連結貸借対照表計上額 9,683 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、長期預り金のうち、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるもの(連結貸借対照表計上額 19,977 百万円)は、「(5)長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時 價 |
|------------|---------|
| 95,598 | 327,638 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記事項

| | |
|--------------|--------------|
| 1 1株当たり純資産額 | 1,565 円 27 銭 |
| 2 1株当たり当期純利益 | 60 円 88 銭 |

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 214 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。

1 株式併合の目的

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに売買単位(単元株式数)を 100 株に統一するための取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、以上を踏まえ、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、投資単位(売買単位当たりの価格)を適切な水準に調整するため、株式併合(2 株を 1 株に併合)を行うことといたしました。

2 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日

3 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当期における 1 株当たり情報は以下のとおりであります。

(1) 1 株当たり純資産額 3,130 円 53 銭

(2) 1 株当たり当期純利益 121 円 75 銭

貸 借 対 照 表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|------------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | | 流 債 | |
| 現 金 及 び 預 金 | 〔 47,906〕 | 業 未 借 払 人 | 〔 44,596〕 |
| 受 取 手 収 | 13,860 | 未 借 払 人 | 13,230 |
| 営 業 未 收 金 | 315 | 法 受 け | 17,837 |
| 販 売 用 不 動 產 | 19,352 | 税 金 | 6,106 |
| 前 払 費 用 | 9,846 | 等 金 | 2,040 |
| 短 期 貸 付 | 744 | 金 金 | 2,594 |
| 延 細 立 代 替 | 292 | 金 金 | 2,220 |
| 延 税 金 資 本 | 1,003 | 他 の 金 金 | 50 |
| そ の 他 | 1,574 | 債 債 | 514 |
| 貸 倒 引 当 金 | 925 | 債 金 | 〔 86,234〕 |
| △ | 8 | 借 入 金 | 27,000 |
| 固 定 資 産 | 〔 335,824〕 | 預 金 | 16,589 |
| 有 形 固 定 資 産 | (182,550) | 延 税 金 | 19,593 |
| 建 構 物 | 97,274 | 給 付 | 18,622 |
| 機 械 及 び 装 置 | 1,939 | 引 当 金 | 4,429 |
| 車 両 及 び 搬 品 | 2,717 | | |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 122 | | |
| 土 地 一 斯 資 産 | 1,662 | | |
| リ 建 設 仮 勘 定 | 73,847 | | |
| 無 形 固 定 資 産 | (12,649) | | |
| 借 地 ソ フ ト ウ ェ そ の 他 | 3,490 | | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,496 | | |
| 投 資 有 価 証 券 | (140,624) | | |
| 関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 | 103,733 | | |
| 長 期 貸 付 金 | 27,527 | | |
| 差 入 保 証 | 6,324 | | |
| そ の 他 | 3,792 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | 373 | | |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △ 15 | | |
| | △ 1,111 | | |
| 資 产 合 计 | 383,730 | 負 債 純 資 产 合 计 | 383,730 |

(単位未満切捨)

損 益 計 算 書

(平成 28 年 4 月 1 日 から)
(平成 29 年 3 月 31 日 まで)

| 科 目 | | | | | | 内 訳 | 金 額 |
|-------------------------|---------------------------|---------------|-------------|-----------|-------|-----|---------------|
| 常 営 業 庫 上 運 荷 取 扱 貨 | 收 保 荷 送 送 役 貸 | 益 管 送 役 貸 | 料 料 料 料 料 | | | 百万円 | 百万円 |
| 倉 倉 陸 港 国 不 動 作 人 施 減 そ | 庫 庫 上 湾 運 荷 產 の 廉 價 値 價 値 | 料 料 料 料 料 | 他 | | | | |
| | | | | | | | 146,896 |
| 常 営 業 運 送 委 託 | 原 件 貨 價 值 | 費 費 費 費 費 | 他 | | | | |
| 作 人 施 減 そ | 設 價 價 值 價 值 | 借 却 | 他 | | | | 131,147 |
| 常 営 総 利 益 | | | | | | | 15,748 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | | | | | 5,464 |
| 常 営 利 益 | | | | | | | 10,284 |
| 常 受 支 そ | 業 外 利 息 及 の 費 払 の | 収 益 び 用 利 | 益 配 当 息 | 他 | | | |
| | | | | | 3,020 | | |
| | | | | | 384 | | 3,404 |
| | | | | | | | |
| 常 支 そ | 業 外 払 の | 用 利 | 息 | 他 | | | |
| | | | | | 558 | | |
| | | | | | 56 | | 615 |
| 経 常 利 益 | | | | | | | 13,073 |
| 特 投 特 固 投 | 別 資 取 別 定 資 損 損 | 利 有 解 取 損 失 引 | 益 証 約 損 失 当 | 益 債 債 分 金 | 益 金 | | |
| | | | | | | 36 | |
| | | | | | | 174 | |
| | | | | | | 353 | 564 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | 596 | |
| | | | | | | 193 | |
| | | | | | | 79 | 869 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | | | | | | 12,768 |
| 法 法 当 | 人 人 期 | 税 、 税 純 | 住 等 利 | 民 調 | 税 整 | 額 | |
| | | | | | 3,461 | | |
| | | | | | 232 | | 3,693 |
| | | | | | | | 9,074 |

(単位未満切捨)

株主資本等変動計算書

(平成 28 年 4 月 1 日から)
(平成 29 年 3 月 31 日まで)

(単位:百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | |
|---------------------|--------|--------------|-------|----------|-------|--------|
| | 資本剩余金 | | 利益剩余金 | | | |
| | 資本準備金 | その他 資本剩余金 | 利益準備金 | その他利益剩余金 | | |
| 当期首残高 | 22,393 | 19,383 | 4 | 3,121 | 7,128 | 15,731 |
| 当期変動額 | | | | | | 622 |
| 剩余金の配当 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | |
| 自家保険積立金の積立 | | | | | 200 | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | △ 190 | |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | 167 | |
| 特別償却積立金の取崩 | | | | | | △ 150 |
| 特別償却積立金の積立 | | | | | | 13 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 0 | — | 200 | △ 23 |
| 当期末残高 | 22,393 | 19,383 | 4 | 3,121 | 7,328 | 15,708 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 | | | | | |
|---------------------|----------|-------------|-------|----------|---------------|---------|--|--|--|--|--|
| | 利益剩余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他の有価証券評価差額金 | | | | | | |
| | その他利益剩余金 | | | | | | | | | | |
| | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 118,240 | 9,604 | △ 771 | 195,458 | 39,531 | 234,989 | | | | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | △ 2,103 | | △ 2,103 | | △ 2,103 | | | | | |
| 当期純利益 | | 9,074 | | 9,074 | | 9,074 | | | | | |
| 自家保険積立金の積立 | | △ 200 | | — | | — | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | 190 | | — | | — | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | △ 167 | | — | | — | | | | | |
| 特別償却積立金の取崩 | | 150 | | — | | — | | | | | |
| 特別償却積立金の積立 | | △ 13 | | — | | — | | | | | |
| 別途積立金の積立 | 5,500 | △ 5,500 | | — | | — | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | △ 25 | △ 25 | | △ 25 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 1 | | 1 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | 10,962 | 10,962 | | | | | |
| 当期変動額合計 | 5,500 | 1,432 | △ 24 | 6,946 | 10,962 | 17,909 | | | | | |
| 当期末残高 | 123,740 | 11,036 | △ 795 | 202,405 | 50,494 | 252,899 | | | | | |

(単位未満切捨)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産の評価は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については20年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10年)に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投 資 損 失 引 当 金

時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から償却しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当期に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ63百万円増加しております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用しております。

貸借対照表に関する注記事項

| | | | |
|------------------|-----------|-------|-------------|
| 1 関係会社に対する金銭債権債務 | | | |
| 短期債権 | 1,137 百万円 | 長期債権 | 6,389 百万円 |
| 短期債務 | 4,778 百万円 | 長期債務 | 613 百万円 |
| 2 有形固定資産の減価償却累計額 | | | 262,389 百万円 |
| 3 固定資産の圧縮記帳累計額 | | | 3,373 百万円 |
| 4 担保資産 | | | |
| 担保に供している資産 | | | |
| 建物 | 98 百万円 | 土地 | 794 百万円 |
| 上記に対応する債務 | | | |
| 短期借入金 | 150 百万円 | 前受金 | 256 百万円 |
| 長期借入金 | 6,638 百万円 | 長期預り金 | 1,000 百万円 |
| 5 保証債務 | | | |
| 他社の借入金に対する債務保証 | | | 1,334 百万円 |

損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高

| | | | | |
|------------|-----|-----------|-----|------------|
| 営業取引高 | 収 益 | 8,433 百万円 | 費 用 | 45,260 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | | 2,208 百万円 | | |

株主資本等変動計算書に関する注記事項

当期の末日における自己株式の数 普通株式 659,143 株

税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|----------|------------|
| 未払事業税 | 149 百万円 |
| 投資損失引当金 | 340 百万円 |
| 未払賞与 | 407 百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,355 百万円 |
| 減価償却費 | 5,509 百万円 |
| 減損損失 | 2,399 百万円 |
| その他 | 1,380 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 11,543 百万円 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|--------------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 22,022 百万円 |
| 圧縮記帳積立金 | △ 6,926 百万円 |
| 特別償却積立金 | △ 213 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 29,162 百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △ 17,619 百万円 |

関連当事者との取引に関する注記事項

子会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目 | 当期末残高 |
|-----|------------------|---------------------|---------------|-------|-------|-----------|-------|
| 子会社 | インドネシア 三菱倉庫会社 | 99.9% (-) | 資金の援助 | 資金の貸付 | 5,500 | 長期 貸付金 | 5,500 |

(注) 金利については市場金利を勘案して決定しております。

1株当たり情報に関する注記事項

| | |
|--------------|--------------|
| 1 1株当たり純資産額 | 1,442 円 98 銭 |
| 2 1株当たり当期純利益 | 51 円 77 銭 |

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 214 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。

1 株式併合の目的

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに売買単位(単元株式数)を 100 株に統一するための取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、以上を踏まえ、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、投資単位(売買単位当たりの価格)を適切な水準に調整するため、株式併合(2 株を 1 株に併合)を行うことといたしました。

2 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日

3 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当期における 1 株当たり情報は以下のとおりであります。

(1) 1 株当たり純資産額 2,885 円 95 銭

(2) 1 株当たり当期純利益 103 円 55 銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 4 月 28 日

三菱倉庫株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 金 塚 厚 樹 [㊞] |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 長 崎 康 行 [㊞] |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 秋 山 高 広 [㊞] |

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に

について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 4 月 28 日

三菱倉庫株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 金 塚 厚 樹 [㊞] |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 長 崎 康 行 [㊞] |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 秋 山 高 広 [㊞] |

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 214 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書

類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 214 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イに定める会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 2 日

三菱倉庫株式会社 監査役会

| | |
|-----------------|---------|
| 常任監査役(常勤監査役) | 渡辺 徹印 |
| 常任監査役(常勤・社外監査役) | 吉沢 義仁印 |
| 監査役(社外監査役) | 山田 洋之助印 |
| 監査役(社外監査役) | 桜井 憲二印 |
| 監査役 | 今井 洋印 |

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、当社の主たる事業である倉庫事業を中心とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業の計画的な事業展開と経営環境の変化に備えて財務体質の強化にも意を用い、配当は利益水準を考慮した安定的配当を行う方針であります。

当期の期末配当金は、以上の基本方針及び当期業績等を勘案し、普通配当は当期中間配当金と同額の1株につき6円とし、本年が当社創立130周年にあたりますので1株につき2円の記念配当をこれに加え、あわせて1株につき8円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金を加えた年間の配当金は、前期に比べ1株につき2円増額の14円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 8円

総額 1,402,098,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000円

別途積立金 6,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,700,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに売買単位(単元株式数)を100株に統一するための取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、以上を踏まえ、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。これにあわせて投資単位(売買単位当たりの価格)を適切な水準に調整するため、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式について、2株につき1株の割合で併合することといたしました。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

2億2千万株

《ご参考》

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、現行定款の一部が次のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

| 現 行 規 定 | 変 更 案 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4億4千万</u> 株とする。 | 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2億2千万</u> 株とする。 |
| 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 | 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 |

第3号議案 取締役 14名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 14名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役 14名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。

| 氏 名 (生年月日) | | 略歴 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当社の株式数 |
|---|--|--|------------|
| 1 | おか もと てつ ろう 岡 本 哲 郎 (昭和 25 年 8 月 2 日生) | 昭和48年 4 月 当社入社 平成14年 6 月 当社横浜支店長 平成16年 6 月 当社東京支店長 平成18年 6 月 当社取締役常務役員補佐(倉庫事業担当) 平成19年 6 月 当社常務取締役 平成20年 6 月 当社取締役社長 平成25年 4 月 当社取締役会長(現在) | 64,000株 |
| [取締役候補者とした理由] | | | |
| 横浜支店長、東京支店長を歴任したほか、営業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、倉庫事業担当の常務役員補佐及び常務取締役を経て、平成 20 年から 25 年までは会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長、現在は取締役会長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | | | |
| 2 | まつ い あき お 松 井 明 生 (昭和 29 年 6 月 20 日生) | 昭和52年 4 月 当社入社 平成20年 6 月 当社人事部長 平成23年 6 月 当社取締役人事部長 平成24年 6 月 当社常務取締役人事部長委嘱 平成25年 4 月 当社取締役社長(現在) | 32,570株 |
| [取締役候補者とした理由] | | | |
| 人事部長等を歴任したほか、海外勤務を含めた国際輸送事業部門での勤務経験が長く、総務・広報・人事・企画担当の常務取締役を経て、現在は会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | | | |

| 氏 名 (生年月日) | | 略歴 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | | 所有する当社の株式数 |
|---------------|--|--|---------|--|
| 3 | みや ざき たか のり 宮 崎 敬 典 (昭和 28 年 12 月 27 日生) | 昭和52年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社神戸支店長 平成24年 6 月 当社取締役神戸支店長 平成26年 4 月 当社常務取締役(現在) | 24,000株 | |
| | | | | [取締役候補者とした理由] 神戸支店長等を歴任したほか、営業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、現在は経理・情報システム・工務・不動産事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 |
| 4 | お はら よし じ 小 原 祥 司 (昭和 29 年 8 月 5 日生) | 昭和52年10月 当社入社 平成23年 6 月 当社港運事業部長 平成26年 6 月 当社取締役港運事業部長 平成28年 4 月 当社常務取締役(現在) | 7,000株 | |
| | | | | [取締役候補者とした理由] 港運事業部長等を歴任したほか、港運事業部門での勤務経験が長く、現在は港運事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 |
| 5 | ひら おか のぼる 平 岡 昇 (昭和 31 年 3 月 15 日生) | 昭和54年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社福岡支店長 平成23年 6 月 当社大阪支店長 平成27年 4 月 当社倉庫事業部長 平成27年 6 月 当社取締役倉庫事業部長 平成28年 4 月 当社常務取締役(現在) | 17,000株 | |
| | | | | [取締役候補者とした理由] 福岡支店長、大阪支店長、倉庫事業部長を歴任したほか、海外勤務を含めた国際輸送事業部門での勤務経験が長く、現在は国際輸送事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 |
| 6 | しの はら ふみ ひろ 篠 原 文 博 (昭和 32 年 8 月 29 日生) | 昭和56年 4 月 当社入社 平成21年 6 月 当社総務部長兼広報室長 平成27年 6 月 当社取締役総務部長兼広報室長 平成28年 4 月 当社常務取締役(現在) | 10,000株 | |
| | | | | [取締役候補者とした理由] 総務部長兼広報室長等を歴任したほか、総務部門での勤務経験が長く、現在は総務・広報・人事・企画・内部監査担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 |

| 氏 名 (生年月日) | | 略歴 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当社の株式数 |
|---------------|--|--|------------|
| 7 | わか ばやし ひとし 若 林 仁 (昭和 35 年 1 月 22 日生) | 昭和57年 4 月 当社入社 平成24年 6 月 当社倉庫事業部長 平成27年 4 月 三菱倉庫(中国)投資有限公司董事長 平成28年 4 月 当社倉庫事業部長 平成28年 6 月 当社取締役倉庫事業部長 平成29年 4 月 当社常務取締役(現在) | 10,000株 |
| | | [取締役候補者とした理由] 倉庫事業部長、中国事業を統括する現地法人の責任者を歴任したほか、倉庫事業部門のみならず総務部門での経験も長く、現在は倉庫事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | |
| 8 | ふじ くら まさ お 藤 倉 正 夫 (昭和 34 年 3 月 20 日生) | 昭和57年 4 月 当社入社 平成24年 6 月 当社国際業務室長 平成27年 4 月 当社大阪支店長 平成28年 6 月 当社取締役大阪支店長 平成29年 4 月 当社常務取締役大阪支店長委嘱(現在) | 8,000株 |
| | | [取締役候補者とした理由] 国際業務室長等を歴任したほか、倉庫事業部門、国際輸送事業部門での経験が長く、現在は常務取締役大阪支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | |
| 9 | まき はら みのる 槙 原 稔 (昭和 5 年 1 月 12 日生) | 昭和31年 3 月 三菱商事株式会社入社 平成 4 年 6 月 同社取締役社長 平成10年 4 月 同社取締役会長 平成16年 4 月 同社取締役相談役 平成16年 6 月 同社相談役 平成22年 6 月 同社特別顧問(現在) 平成 5 年 6 月 当社取締役(現在) [重要な兼職の状況] 三菱商事株式会社特別顧問 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社社外取締役 | 40,000株 |
| | | [社外取締役候補者とした理由] 長年にわたり三菱商事株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。 | |

| 氏 名 (生年月日) | | 略歴 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当社の株式数 |
|--|------------------------------|--|------------|
| 10 | 三木 繁光 (昭和 10 年 4 月 4 日生) | <p>昭和33年 4 月 株式会社三菱銀行入行</p> <p>平成12年 6 月 株式会社東京三菱銀行頭取</p> <p>平成13年 4 月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長</p> <p>平成16年 6 月 株式会社東京三菱銀行取締役会長、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役</p> <p>平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役</p> <p>平成18年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長</p> <p>平成18年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役退任</p> <p>平成20年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役</p> <p>平成22年 4 月 同行特別顧問(現在)</p> <p>平成21年 6 月 当社取締役(現在)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問</p> | 0株 |
| 〔社外取締役候補者とした理由〕 | | | |
| 長年にわたり株式会社三菱東京UFJ銀行の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。 | | | |
| 11 | 宮原 耕治 (昭和 20 年 12 月 3 日生) | <p>昭和45年 4 月 日本郵船株式会社入社</p> <p>平成16年 4 月 同社代表取締役社長経営委員</p> <p>平成18年 4 月 同社代表取締役社長・社長経営委員</p> <p>平成21年 4 月 同社代表取締役会長・会長経営委員</p> <p>平成27年 4 月 同社取締役・相談役</p> <p>平成27年 6 月 同社相談役(現在)</p> <p>平成26年 6 月 当社取締役(現在)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>日本郵船株式会社相談役</p> <p>東邦瓦斯株式会社社外取締役</p> | 0株 |
| 〔社外取締役候補者とした理由〕 | | | |
| 長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わり、経済界を代表する同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てるためであります。 | | | |

| 氏 名 (生年月日) | | 略歴 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | | 所有する当社の株式数 |
|---------------|---|---|--|------------|
| 12 | さいとうやすし 斎藤康 (昭和33年10月16日生) | 昭和57年4月 当社入社 平成23年6月 当社経理部長 平成28年6月 当社取締役経理部長(現在) | | |
| | 〔取締役候補者とした理由〕 経理部門での経験が長く、現在は取締役経理部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | | | |
| 13 | たかみともひこ 高味知彦 (昭和31年5月15日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成24年6月 当社国際輸送事業部長 平成28年6月 当社取締役国際輸送事業部長(現在) | | |
| | 〔取締役候補者とした理由〕 国際輸送事業部門に加え、倉庫事業部門での経験も長く、現在は取締役国際輸送事業部長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | | | |
| 14 | きむらしんじ 木村伸児 (昭和33年7月18日生) 新任 | 昭和57年4月 当社入社 平成26年4月 当社人事部長 平成28年4月 当社総務部長兼広報室長兼人事部長(現在) | | |
| | 〔取締役候補者とした理由〕 港運事業部門に加え、企画等の管理部門での経験も長く、現在は総務部長兼広報室長兼人事部長を務めており、豊富な業務上の専門知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えられるためあります。 | | | |

- (注) 1 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
- 2 現に当社の取締役である候補者の当社における担当については、事業報告(12頁から13頁)に記載のとおりであります。
なお、楳原 稔、三木繁光及び宮原耕治の3氏は、現在当社の社外取締役であります。
- 3 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 楳原 稔、三木繁光及び宮原耕治の3氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
 - (2) 社外取締役候補者の兼務先における法令違反等の事実について
 - ① 三木繁光氏
 - ・三木繁光氏が社外監査役として在任していた三菱自動車工業株式会社において、平成24年9月に、P C B(ポリ塩化ビフェニル)が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が判明しました。また、同氏が退任した後の平成28年4月以降に、同社製の自動車の型式認証取得に際して燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作が行われていたこと及び走行抵抗の測定に際して国内法規で定められた

ものと異なる方法がとられていたこと等が判明しました。

同氏は、いずれの事実についても事前には認識しておりませんでしたが、日頃から監査役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しており、また在任中に判明した事実については徹底した調査及び再発防止を指示する等、その職責を果たしております。

- ・三木繁光氏が社外取締役として在任していた三菱電機株式会社において、一部の自動車用部品の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、同社は、平成 24 年 11 月に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成 25 年 9 月に、米国司法省との間で罰金を支払うことを内容とする司法取引契約を締結し、平成 26 年 8 月に、中国国家発展改革委員会から課徴金納付命令を受け、平成 28 年 1 月に、欧州委員会から課徴金納付命令を受け、同年 2 月に、韓国公正取引委員会から是正措置及び課徴金納付命令を受けました。

同氏は、当該事実を事前には認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしており、当該事実が明らかになった後は、取締役会等において、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言等を行っております。

② 宮原耕治氏

- ・宮原耕治氏が取締役として在任していた日本郵船株式会社において、自動車の海上運送業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、同社は、平成 26 年 3 月に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、同年 12 月に、米国司法省との間で罰金を支払うこと等を内容とする司法取引契約を締結しました。また、平成 27 年 12 月に、同業務に関して中国国家発展改革委員会から同国独占禁止法に違反する行為があつたとする決定を受けました。
- ・宮原耕治氏が取締役として在任していた日本貨物航空株式会社において、国際航空貨物運送業務に関して韓国公正取引法に違反する行為があつたとして、同社は平成 22 年 11 月に、韓国公正取引委員会から課徴金納付命令を受け、日本発韓国向け関係は平成 26 年 5 月に、韓国発全世界向け関係は同年 9 月に、それぞれ同命令が確定しました。

- (3) 三木繁光氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社三菱東京UFJ銀行から特別顧問としての報酬を得ております。
- (4) 当社の社外取締役に就任してからの年数(本株主総会終結の時まで)
- 槙原 稔氏 24 年 三木繁光氏 8 年 宮原耕治氏 3 年

第 4 号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役 14 名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額 5,000 万円(うち社外取締役 3 名に対して総額 450 万円)を支給いたしました。

以上

インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、2 頁「4 議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、平成 29 年 6 月 28 日(水曜日)午後 5 時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスし、実施して下さい。(ただし、毎日午前 2 時から午前 5 時までは取扱を休止します。)
(注) 携帯電話、PDA、ゲーム機等による議決権行使はできません。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成 29 年 6 月 28 日(水曜日)の午後 5 時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記 4. あてお問合せ下さい。

2. インターネットによる議決権の行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログイン ID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

4. お問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00～21:00

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社 I C J が運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

[メモ欄]

[メモ欄]

[メモ欄]

会場ご案内図

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 電話 (03)3278-6611



○最寄り駅

都営地下鉄 浅草線

日本橋駅 (D 2 出口から徒歩約 3 分)

東京メトロ 銀座線・東西線

日本橋駅 (D 4 出口から徒歩約 4 分)

東京メトロ 半蔵門線

三越前駅 (B 6 出口から徒歩約 5 分)

J R

東京駅 (八重洲中央口・日本橋口から徒歩約 15 分)

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

